

## 放射線漏洩線量測定業務委託 仕様書

この仕様書は、医療法施行規則第30条の22に基づく測定業務、医療法施行規則第30条の23に基づく記録帳票作成業務、電離放射線障害防止規則第54条に定める放射線漏洩線量測定に適用する。

### 1 事業名

放射線漏洩線量測定業務委託

### 2 履行場所

尾鷲総合病院内 （三重県尾鷲市上野町5番25号）

### 3 履行期間

契約の日から 令和5年3月31日まで

### 4 実施時期

6ヶ月を超えない期間ごとに1回（2回/年）実施するものとする。

### 5 測定者

- (1) 放射線漏洩線測定は、必ず作業資格を有する者がおこなうこと。
- (2) 作業前に測定者は、立会者に免許証を提示すること。

### 6 放射線漏洩測定報告書

測定終了後、概ね2週間以内に放射線漏洩線量測定報告書を2部作成し提出すること。

### 7 測定機器

- (1) 放射線漏洩線量測定には、測定マニュアルに基づき1年以内に校正された測定機器を使用する。
- (2) 報告書には使用測定器における「校正証明書」の写しを添付すること。

### 8 対象装置（場所）

別紙「測定一覧表」のとおり

### 9 その他

この仕様書に記載されていない事項については、当院係員と協議し決定する。

## 放射線漏洩線量測定業務委託

### ◆測定一覧表

	測定対象	数量	備考
1	一般撮影室 (1番撮影室)	1室	
2	一般撮影室 (2番撮影室)	1室	
3	乳房撮影室 (3番撮影室)	1室	
4	X線TV室 (透視室)	1室	
5	アンギオ室	1室	
6	CT撮影室	1室	
7	外科用イメージ	1	
8	回診用X線撮影装置	1	
9	骨密度測定室	1室	
10	CT撮影室 (治療計画用)	1室	
11	CBCT (リニアック室)	1室	

## 暴力団等不当介入に関する特記仕様書

尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、受託者は、尾鷲総合病院と締結した契約等の履行に際して、受託者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 受託者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに委託者に報告すること。委託者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受託者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。